

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和5年1月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

総務部（総務課・検査室、危機管理課、財政課、税務課、収納課）

3 監査の期間

令和4年11月25日から令和4年12月26日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部不適切なものが次のとおり見受けられた。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

6 指摘事項（注意すべきもの）

(1) ふるさと納税ポータルサイトの利用契約に係る事務において、想定支出額が30万円を超えるものの予定価格書の作成が省略されている。尾張旭市契約規則第26条ただし書きに規定する予定価格決定の省略については、その運用について、平成2年5月16日付け総務部長通達「随意契約における予定価格決定の省略について」により、契約金額が30万円以下とされている。（財政課）

(2) 市民税イメージ管理システム機器等賃貸借に係る契約締結伺いが作成されていない。支出負担行為書に契約締結伺いを兼ねる旨が記載されているが、長期継続契約等で、契約金額の総額における一部の金額について支出負担行為額が決議されるものについては、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはできない。

（税務課）

定例監査報告書

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

議会事務局議事課

3 監査の期間

令和4年11月25日から令和4年12月26日まで

4 監査の方法

令和4年度（令和4年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。